

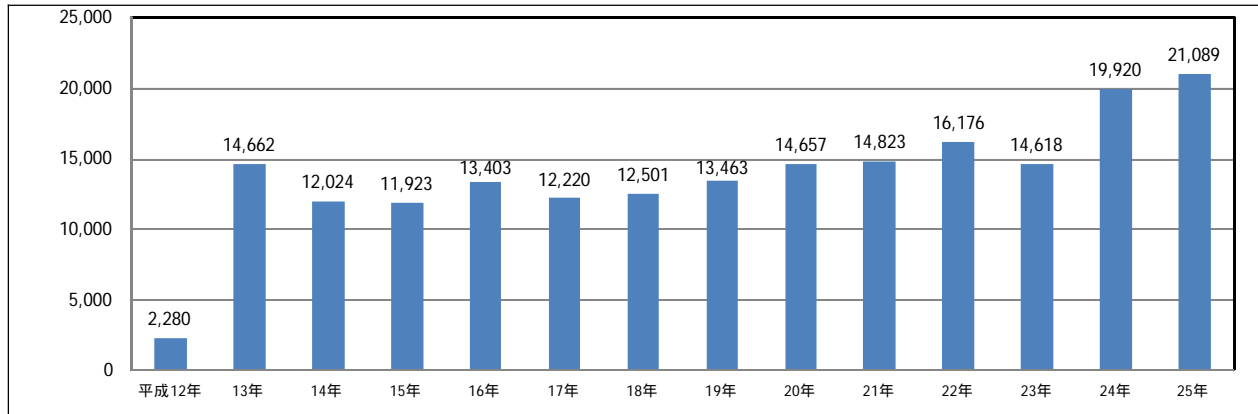
平成26年3月20日  
生活安全局生活安全企画課  
刑事局捜査第一課

## 平成25年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について

### 第1 ストーカー事案の対応状況

#### 1 ストーカー事案の認知状況

21,089件で前年比1,169件（5.9%）増加し、法施行後最多。



注1）執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

注2）平成12年は、ストーカー規制法の施行日（11月24日）以降の認知件数

#### 2 ストーカー事案の検挙状況

刑法・特別法の適用による検挙は、1,574件で前年比70件（4.7%）増加、ストーカー規制法違反検挙は、402件で前年比51件（14.5%）増加で、いずれも法施行後最多。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
検挙件数				1,773	1,889
刑法・特別法検挙	759	877	786	1,504	1,574
殺人（未遂を含む。）	11	7	7	3	15
強姦	6	8	6	9	8
暴行	70	73	62	141	153
傷害	93	160	120	243	227
脅迫	87	106	90	277	286
強要	17	14	17	23	34
恐喝	14	17	6	26	22
窃盗	44	35	34	46	48
強制わいせつ	8	12	10	17	29
住居侵入	124	147	125	270	263
逮捕監禁	20	22	18	18	20
名誉毀損	20	17	20	30	22
業務妨害	2	5	1	1	6
器物損壊	94	93	91	160	147
暴力行為処罰法	14	11	13	27	34
軽犯罪法	23	27	29	37	33
銃刀法	30	33	39	49	57
迷惑防止条例	35	31	41	48	69
その他	47	59	57	79	101
ストーカー規制法違反検挙	263	229	205	351	402
ストーカー行為罪	261	220	197	340	392
禁止命令等違反	2	9	8	11	10

注1) 検挙件数は、刑法、特別法、ストーカー規制法いずれかの罰則を適用して検挙した件数

注2) 刑法・特別法検挙は、

- ・複数罪名で検挙した場合は、最も法定刑が重い罪名で計上
- ・発生した事件を検挙した後、当該事案がストーカー事案であることが判明したものも含む。
- ・未遂のある罪については未遂を含む。
- ・「その他」は、放火、強盗、不正アクセス禁止法違反 等

注3) ストーカー規制法違反検挙は、同法違反で検挙した件数すべてを計上

ストーカー規制法の一部改正関係

電子メールの連続送信を含む事実での検挙件数 43件(いずれもストーカー行為罪)(平成25年7月23日施行以降)

### 3 ストーカー規制法の適用

警告、禁止命令等とともに、法施行後最多。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	対前年比	増減率
警告	1,376	1,344	1,288	2,284	2,452	168	7.4%
禁止命令等	33	41	55	69	103	34	49.3%
仮の命令	0	0	0	0	0	0	

ストーカー規制法の一部改正関係

- ・電子メールの連続送信に係る事実による  
警告 143件 禁止命令等 8件(平成25年7月23日施行以降)
- ・被害者の居所、行為者の住所地、行為地を管轄する警察又は公安委員会による  
警告 95件 禁止命令等 4件(平成25年10月3日施行以降)
- ・警告申出人の申出を受けて禁止命令等を実施 30件(平成25年10月3日施行以降)

### 警察本部長等の援助

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	対前年比	増減率	
警察本部長等の援助申出受理件数	2,303	2,470	2,771	4,485	6,770	2,285	50.9%	
内訳 (複数計上)	被害防止措置の教示	1,189	1,063	1,103	1,574	1,884	310	19.7%
	被害防止交渉に必要な事項の連絡	139	136	139	233	285	52	22.3%
	行為者の氏名及び連絡先の教示	96	98	96	156	298	142	91.0%
	被害防止交渉に関する助言	194	215	184	324	365	41	12.7%
	被害防止活動を行う民間組織の紹介	43	42	39	40	131	91	227.5%
	被害防止交渉場所として警察施設の利用	137	160	128	154	210	56	36.4%
	被害防止に資する物品の教示又は貸出	416	417	455	535	704	169	31.6%
	警告等を実施した旨の書面の交付	41	25	26	46	47	1	2.2%
	その他被害防止のために適切な措置	1,173	1,548	1,773	3,186	4,840	1,654	51.9%

注)「その他被害防止のために適切な措置」は、110番緊急通報登録システムへの登録、住民基本台帳閲覧制限事務における支援 等

### 4 その他の対応

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	対前年比	増減率
被害者への防犯指導	11,074	12,951	12,429	16,453	19,005	2,552	15.5%
行為者への指導警告	4,331	5,887	5,409	7,410	9,199	1,789	24.1%
パトロール	2,122	2,605	2,416	3,307	5,494	2,187	66.1%
その他対応	1,245	1,402	1,391	1,818	2,197	379	20.8%
他機関等への引継ぎ	39	44	39	100	89	-11	-11.0%

注1)「その他対応」は、再被害防止対象者としての指定、防犯カメラ・GPS機能付き携帯電話機等の貸出し 等

注2)「他機関等への引継ぎ」の「他機関等」は、市町村、婦人相談所、医療機関 等

## 5 ストーカー事案の被害者・加害者の状況等

### (1) 被害者の性別

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
男性	1,390	1,645	1,506	2,518	2,036	9.7%
女性	13,433	14,531	13,112	17,402	19,053	90.3%

### (2) 被害者の年齢

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
10歳代	1,029	1,264	1,160	1,781	1,941	9.4%
20歳代	5,032	5,754	4,966	6,756	7,180	34.8%
30歳代	4,201	4,748	4,151	5,373	5,674	27.5%
40歳代	2,367	2,622	2,547	3,488	3,755	18.2%
50歳代	874	946	877	1,306	1,310	6.3%
60歳代	333	381	394	554	552	2.7%
70歳以上	70	95	96	137	164	0.8%
年齢不詳	474	47	112	64	80	0.4%
密接関係者	443	319	315	461	433	-

注)「密接関係者」とは特定の者と社会生活において密接な関係を有する者(友人、勤務先上司等)をいう。

### (3) 行為者の性別

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
男性	11,903	13,860	12,504	17,103	18,316	86.9%
女性	1,896	1,506	1,484	2,059	2,145	10.2%
不明	1,024	810	630	758	628	3.0%

### (4) 行為者の年齢

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
10歳代	344	441	449	612	773	3.7%
20歳代	2,732	3,135	2,768	3,993	4,057	19.2%
30歳代	3,816	4,192	3,805	4,965	5,377	25.5%
40歳代	2,679	3,137	2,894	4,079	4,467	21.2%
50歳代	1,589	1,577	1,468	1,998	2,080	9.9%
60歳代	912	1,087	983	1,329	1,396	6.6%
70歳以上	279	348	313	505	523	2.5%
年齢不詳	2,472	2,259	1,938	2,439	2,416	11.5%

### (5) 被害者と行為者の関係

配偶者及び交際相手で約6割を占めている。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
特定の者	14,380	15,857	14,303	19,459	20,656	97.9%
配偶者(内縁・元含む)	1,215	1,413	1,279	1,843	1,923	9.1%
交際相手(元交際相手含む)	7,633	8,500	7,741	10,458	10,933	51.8%
知人友人	1,563	1,796	1,588	2,157	2,432	11.5%
勤務先同僚・職場関係者	1,291	1,420	1,299	1,800	2,091	9.9%
面識なし	824	874	805	1,149	1,221	5.8%
その他	618	739	721	1,103	1,069	5.1%
関係(行為者)不明	1,236	1,115	870	949	987	4.7%
密接関係者	443	319	315	461	433	2.1%
合計	14,823	16,176	14,618	19,920	21,089	

注)「その他」は、近隣居住者、客と従業員、医者・看護師と患者、教師と生徒等

## (6) 動機

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
ストーカー規制法に抵触する動機	13,113	14,434	13,450	18,303	19,426	92.1%
好意の感情	9,322	10,450	9,770	13,397	14,341	68.0%
好意が満たされず怨恨の感情	3,791	3,984	3,680	4,906	5,085	24.1%
ストーカー規制法に抵触しない動機	308	370	299	481	526	2.5%
精神障害(被害妄想含む。)	71	79	51	73	78	0.4%
職場・商取引上トラブル	8	13	8	13	21	0.1%
その他怨恨の感情	75	105	115	163	159	0.8%
その他	154	173	125	232	268	1.3%
不明	1,402	1,372	869	1,136	1,137	5.4%

注)「その他」は、離婚に伴うトラブル、金銭貸借トラブル、親権問題 等

## (7) 行為形態別発生状況

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
1号 つきまとい・待ち伏せ等	7,607	8,477	7,746	10,650	10,854	51.5%
2号 監視していると告げる行為	1,092	1,193	1,106	1,436	1,571	7.4%
3号 面会・交際の要求	7,738	8,472	7,570	10,479	11,034	52.3%
4号 乱暴な言動	3,069	3,413	2,975	4,391	4,556	21.6%
5号 無言電話・連続電話	4,453	4,846	4,207	5,510	6,554	31.1%
6号 汚物等の送付	139	157	130	184	154	0.7%
7号 名誉を害する行為	793	788	706	969	934	4.4%
8号 性的羞恥心を害する行為	987	1,012	898	1,182	1,189	5.6%
その他(ストーカー規制法で規制されていない嫌がらせ行為等)	294	243	237	315	326	1.5%

注1) 複数に該当する事案はそれぞれに計上

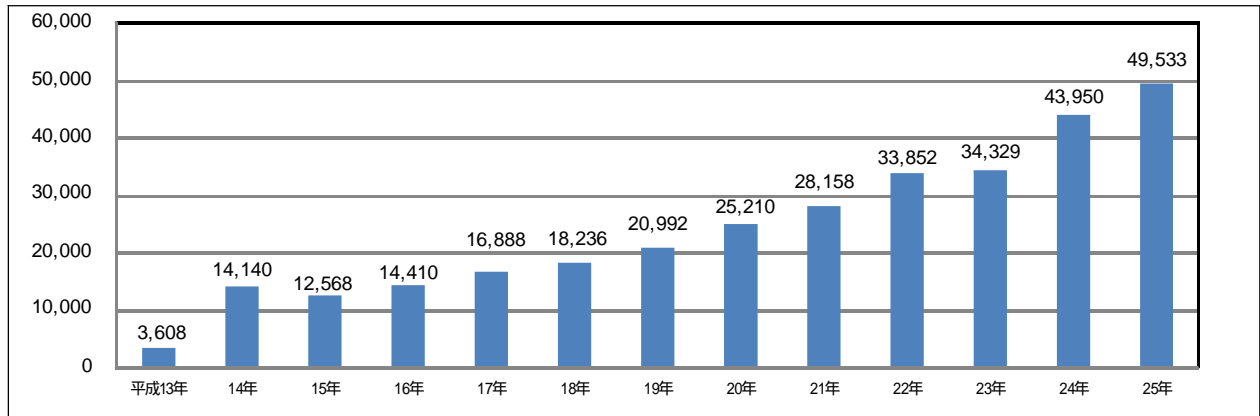
注2)「その他」は、ストーカー規制法第2条第1項各号に該当しない単発的なメールの送信、法改正以前における連続メールの送信 等

注：割合は、それぞれの項目で四捨五入していることから、合計が必ずしも100%にならない。

## 第2 配偶者からの暴力事案の対応状況

### 1 配偶者からの暴力事案の認知状況

49,533件で前年比5,583件（12.7%）増加し、法施行後最多。



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2) 平成13年は、配偶者暴力防止法の施行日（10月13日）以降の認知件数

注3) 法改正に伴い、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案についても計上

注4) 法改正に伴い、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上

### 2 配偶者からの暴力事案の検挙状況

刑法・特別法の適用による検挙は、4,300件で前年比197件（4.8%）増加し法施行後最多。配偶者暴力防止法に基づく保護命令違反検挙は、110件で前年比 - 11件（- 9.1%）。

検挙件数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
刑法・特別法検挙	1,658	2,346	2,424	4,207	4,405
殺人（未遂を含む。）	44	49	46	55	61
傷害致死	1	2	0	3	1
傷害	853	1,170	1,142	1,942	1,999
暴行	552	848	975	1,609	1,771
脅迫	21	35	27	121	97
住居侵入	22	38	32	49	44
逮捕監禁	9	7	13	9	7
強姦	1	0	0	1	2
強制わいせつ	0	2	1	2	1
名誉毀損	1	2	1	3	5
器物損壊	43	54	56	89	90
暴処法違反	32	45	40	81	77
銃刀法違反	27	33	27	32	31
ストーカー規制法違反	0	0	0	1	1
その他	52	61	64	106	113
保護命令違反検挙	92	86	72	121	110

注1) 検挙件数は、刑法、特別法、配偶者暴力防止法（保護命令違反）いずれかの罰則を適用して検挙した件数

注2) 刑法・特別法検挙は、

- ・複数罪名で検挙した場合は、最も法定刑が重い罪名で計上
- ・発生した事件を検挙した後、当該事案が配偶者からの暴力事案であることが判明したものを含む。
- ・未遂のある罪については未遂を含む。
- ・「その他」は、公務執行妨害、放火、未成年者略取、覚せい剤取締法違反、道路交通法違反 等

注3) 保護命令違反検挙は、配偶者暴力防止法（保護命令）違反で検挙した件数すべてを計上

### 3 配偶者暴力防止法に基づく対応

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	対前年比	増減率
医療機関からの通報	44	60	45	67	75	8	11.9%
裁判所からの書面提出要求	2,722	2,774	2,460	2,985	2,788	-197	-6.6%
裁判所からの保護命令通知	2,429	2,428	2,144	2,572	2,379	-193	-7.5%
うち接近禁止命令のみ	320	236	147	179	161	-18	-10.1%
うち子への接近禁止命令	149	101	65	69	68	-1	-1.4%
うち親族等への接近禁止命令	25	21	16	22	14	-8	-36.4%
うち子・親族等への接近禁止命令	29	26	10	16	14	-2	-12.5%
うち退去命令のみ	6	9	4	5	4	-1	-20.0%
うち接近禁止命令・退去命令	63	43	47	55	72	17	30.9%
うち子への接近禁止命令	32	20	20	17	30	13	76.5%
うち親族等への接近禁止命令	9	3	4	5	5	0	0.0%
うち子・親族等への接近禁止命令	5	3	7	11	13	2	18.2%
うち接近禁止命令・電話等禁止命令	1,544	1,526	1,427	1,740	1,627	-113	-6.5%
うち子への接近禁止命令	624	585	582	669	625	-44	-6.6%
うち親族等への接近禁止命令	166	163	164	194	181	-13	-6.7%
うち子・親族等への接近禁止命令	336	359	318	399	426	27	6.8%
うち接近禁止命令・電話等禁止命令・退去命令	496	614	519	593	515	-78	-13.2%
うち子への接近禁止命令	245	293	256	257	245	-12	-4.7%
うち親族等への接近禁止命令	39	44	54	56	37	-19	-33.9%
うち子・親族等への接近禁止命令	96	131	86	140	104	-36	-25.7%

### 警察本部長等の援助

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	対前年比	増減率		
警察本部長等の援助申出受理件数	8,730	9,748	10,290	13,059	16,875	3,816	29.2%		
内訳 (複数計上)	被害を自ら防止するための措置の教示	1,646	2,361	2,578	3,291	4,531	1,240	37.7%	
	住所等を知られないようにするための措置	住民基本台帳事務における支援	3,951	4,258	4,232	4,647	5,422	775	16.7%
		行方不明者届への対応	1,742	2,290	2,376	2,812	2,908	96	3.4%
	上記両方	401	571	684	963	1,145	182	18.9%	
	被害防止交渉に関する事項についての助言	240	499	320	496	651	155	31.3%	
	加害者への被害防止交渉のための必要な連絡	55	128	88	161	243	82	50.9%	
	被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用	92	163	190	233	289	56	24.0%	
	その他	603	1,466	1,755	3,381	5,702	2,321	68.6%	

注1) 平成21年の警察本部長等の援助申出受理件数は、申出に対して執った措置件数

注2) 「その他」は、110番緊急通報登録システムへの登録、GPS機能付き緊急通報装置の貸出し等

### 4 その他の対応

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	対前年比	増減率
防犯指導・防犯機器貸出し	20,255	25,726	28,267	37,088	40,192	3,104	8.4%
保護命令制度の説明	17,662	22,269	22,984	28,283	29,826	1,543	5.5%
加害者への指導警告	5,753	8,481	9,331	14,963	17,129	2,166	14.5%
その他の措置	5,248	6,377	6,214	7,877	8,500	623	7.9%
関係機関への連絡	4,439	4,880	5,714	5,949	6,017	68	1.1%
パトロール	2,253	2,750	2,638	3,968	3,945	-23	-0.6%

注1) 複数の対応をした場合は、それぞれに計上

注2) 「その他の措置」は、弁護士会・法テラスの教示、転居時の立会い、避難先への搬送等

注3) 「関係機関への連絡」の「関係機関」は、配偶者暴力相談支援センター、市町村、児童相談所、民間シェルター等

## 5 配偶者からの暴力事案の被害者・加害者の状況等

### (1) 被害者の性別

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
男性	520	796	1,146	2,372	3,281	6.6%
女性	27,638	33,056	33,183	41,578	46,252	93.4%

### (2) 被害者の年齢

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
10歳代	370	457	453	655	789	1.6%
20歳代	5,668	7,035	7,069	9,019	10,187	20.6%
30歳代	10,022	11,670	11,539	14,383	15,875	32.0%
40歳代	6,661	8,095	8,364	10,999	12,571	25.4%
50歳代	2,666	3,210	3,184	3,990	4,457	9.0%
60歳代	1,860	2,275	2,392	3,008	3,341	6.7%
70歳以上	896	1,090	1,310	1,871	2,294	4.6%
年齢不詳	15	20	18	25	19	0.0%

### (3) 加害者の性別

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
男性	27,634	33,053	33,177	41,517	46,251	93.4%
女性	524	799	1,152	2,433	3,282	6.6%

### (4) 加害者の年齢

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
10歳代	130	190	194	297	387	0.8%
20歳代	4,130	5,081	5,090	6,772	7,723	15.6%
30歳代	9,145	10,863	10,811	13,592	14,907	30.1%
40歳代	7,215	8,829	9,078	11,740	13,562	27.4%
50歳代	3,718	4,236	4,130	5,080	5,622	11.4%
60歳代	2,489	3,068	3,118	3,862	4,183	8.4%
70歳以上	1,265	1,491	1,848	2,508	3,063	6.2%
年齢不詳	66	94	60	99	86	0.2%

### (5) 被害者と加害者の関係

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
婚姻関係	20,355	24,542	25,112	32,081	35,730	72.1%
婚姻関係解消後	3,611	3,941	3,765	4,357	4,875	9.8%
内縁関係	3,571	4,652	4,830	6,704	7,969	16.1%
内縁関係解消後	621	717	622	808	959	1.9%

注)「内縁関係」は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。

注：割合は、それぞれの項目で四捨五入していることから、合計が必ずしも100%にならない。